

◎新潟県告示第24号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和3年1月12日

新潟県知事 花 角 英 世

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
J A えちご上越 福祉用具貸与事業所	新潟県上越市本 長者原119番地1	えちご上越農業協 同組合	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与	令和2年12月 3日	令和2年12月 31日
J A えちご上越 福祉用具貸与事業所	新潟県上越市本 長者原119番地1	えちご上越農業協 同組合	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売	令和2年12月 4日	令和2年12月 31日